

イタリアにおける取調べの録画・録音の実情

第1 なぜイタリアを視察したのか

イタリアは、長らく裁判官が全ての証拠をみて主導的に真実究明を目指すいわゆる職権主義の刑事手続が採用されていましたが、1989年、検察官、被告人、弁護人が主導的な役割を担う当事者主義の刑事手続に移行しました。

日本も、かつては職権主義の刑事手続を持ちながら、戦後、当事者主義に移行したという歴史を持っています。

しかしながら、イタリアでは、1970年には取調べへの弁護人立会権が認められ、また、1995年には、身体を拘束された者の取調べの録画又は録音が義務付けられるなど、徹底した当事者の対等性が確保され、取調室の透明化も進められてきました。

イタリアでは、どのような経緯から弁護人の立会権が認められ、取調べの録画・録音が義務付けられるに至ったのか、また、現在、どのように受け入れられているのか。こうした点を調査するため、日本弁護士連合会取調べの可視化実現委員会では、イタリアのローマとナポリを視察しました。

第2 調査日程と訪問先

2004年11月15日

- ナポリ重罪院（法廷傍聴、裁判長・検察官・弁護人との懇談会）

（重罪院法廷）



正面に裁判官、両翼に参審員（6名+予備）が着席します。
手前の机は、右列が弁護人席、左列が検察官席
机上には、ビデオリンク方式で参加する被告人と打合せができるよう電話機が置かれています。
法壇の上には、「法は万民に平等である」との文字

（ロッツィ教授）

- ナポリ検察庁（検察官に対するヒアリング、取調べ傍聴）

11月16日

- ローマ刑事弁護士会（同会会長に対するヒアリング）
- ローマ大学（ロッツィ教授に対するヒアリング）



11月17日

(破棄院)



●破棄院（裁判官（調査官）に対するヒアリング）

●ローマ警察署（捜査部長に対するヒアリング）

(ローマ警察署にて 右 捜査部長)

11月18日

●ローマ地方裁判所（予備審理担当裁判官・検察官に対するヒアリング）

11月19日

●ローマ地方裁判所（法廷傍聴、裁判官に対するヒアリング）



第3 イタリアの刑事手続の概要

1. 刑事手続の流れ

- ① 事件の認知
- ② 予備捜査（日本でいう捜査段階）
- ③ 公訴提起
- ④ 予備審理（公判開始事件をスクリーニングする手続）
証拠上、公訴を維持するに不適さないと判断したときは、手続打切判決で終結します。
当事者が簡易公判を希望したときは、簡易公判へ移行します。
- ⑤ 公判開始決定
- ⑥ 公判（重罪事件は、参審制をとる重罪院で審理）
- ⑦ 判決

2. 捜査・公判段階における身体拘束について

日本における勾留に相当するものとして、「対人保全処分」というものがあります。しかし、その内容には、身体を直接拘束する勾留だけではなく、罪証隠滅等の具体的危険性・人的保全処分の必要性、事案の重大性等に応じて、①出国禁止、②警察署への出頭義務、③居住地制限、④自宅監禁、⑤勾留と段階的なバリエーションがあります。

勾留の期間は犯罪の重さによって異なりますが、実際には、被疑者が勾留されることはごくまれです。ローマの予備審理担当裁判官に勾留率を尋ねたところ、全事案の1～2%、合議事件に絞っても、判決時に勾留されている被疑者の割合は3%程度とのことでした。

第4章 弁護士立会制度について

1. 導入の経緯

イタリアでも、かつては取調べへの弁護人の立会権は認められていませんでした。

しかし、警察の上層部の者が被疑者に対し自白の獲得を目的として暴力を振るうという事件をきっかけに、取調べへの弁護人の立会いを求める運動が起こり、1970年には、憲法裁判所である憲法院が、予審判事による取調べにおいて弁護人の立会いが認められていないのは違憲である旨の判断をしました。そして、予審に対する規制は捜査機関による取調べにも準用されるため、これを機に、捜査機関による取調べにおいても弁護人の立会いが認められるようになりました。

2. 弁護士立会いの現在

イタリアでは、日本における「取調べ」に相当するものとして、大別して、①検察官（及びその委任を受けた司法警察員）による取調べ、②司法警察員による簡易事情聴取がありますが、いずれも弁護人の立会権が認められており、これに違反して得られた供述は、証拠として使用できません。

しかも、検察官による取調べにおいては、取調べを行う24時間以上前に、弁護人に通知しなければならないとされ、また、司法警察員による取調べ・簡易事情聴取については、弁護人の立会権が保障されているのみならず、立会いなくしては取調べ自体実施できないこととされています。なお、実際には、弁護人は、検察官による取調べの際にも、ほとんど必ず立ち会うとのことでした。

例外的に、被疑者本人が自発的に供述する場合や被逮捕者に対する簡易事情聴取の場合には、弁護人の立会いは必要とはされていませんが、前者については、被疑者が自発的供述を申し出た場合に限られ、かつ取調官からの発問は禁止されるなど任意性を確保するための厳格な方式がとられており、後者については、聴取した事実は捜査情報としてのみ使用することができ、その証拠化が禁止されています。

3. 取調べの実情

イタリアでは、黙秘権は否認の自由まで含むと解されており、黙秘又は否認したことが手続上被疑者に不利に働くことはほとんどありません。たとえば、対人保全処分をとる理由になるかどうか、という点を見ても、対人保全処分の必要性を基礎づける罪証隠滅の「現実かつ具体的な危険の認定にあたっては、捜査対象者又は被告人が陳述を拒否し、又は罪責を認めなかったことを理由としてはならない。(刑訴法274条a)」と明記されており、実際にも、黙秘又は否認したことをもって直ちに勾留されるということはないとのことでした。このことは、人質司法といわれる日本の現状とはあまりに対照的といえます。

そして、「取調べ」は、被疑者の防御の手段として位置づけられており、被疑者の同意があっても、被疑者の自己決定に影響を及ぼす方法（ポリグラフなど）の使用や、誘導尋問も禁止されています。

実際のところ、捜査機関が取調べを実施するのは、複雑な事案で被疑者の説明を聞く必要がある場合などであって、否認している被疑者から自白を得るためではないとのことでした。弁護人が立ち会っている以上、否認している被疑者から無理に自白を獲得しようとしても無意味であり、被疑者が黙秘した場合や、取調べの中止を求めた場合には直ちに取調べを終えるとのことでした。

今回、ナポリ検察庁において、「被疑者の請求による取調べ」という手続を傍聴する機会を得ました。これは、被疑者が自分の言い分を聴き取ってもらうため行われる取調べです。取調べは、被疑者の過去の供述調書や被害者の供述調書を検察官が読み上げ、これに対する被疑者の現在の言い分を聞く方法で行われ、終始なごやかでした。立ち会った弁護人は、被疑者のすぐ右横に座り、事件に対する意見を述べるなどし、作成された調書には、被疑者と並んで署名しました。

(検事室 左：検察官、右：弁護人)



在宅事件は、検事室で取調べがなされます。
なお、身柄事件は、拘留所において取調べがなされます。

4. 弁護人立会制度に対する司法関係者の評価

今回、ほとんどの視察先で、弁護人立会制度に対する意見を聞いてみましたが、捜査機関側からも、否定的な声は全く聞かれませんでした。

たとえば、ある検察官は、弁護人の立会権について、「被疑者として以前に、1人の市民の権利としてこれを保障することが重要です。弁護人の立会いが捜査側のじゃまになるとは考えていません。」

と述べていました。また、ある検察官は、「弁護人が立ち会うことは、(刑事手続の)最低限の条件です。」と述べていました。

第5 取調べの録画・録音制度について

1. 導入の経緯

イタリアでは、前述のとおり、被疑者の取調べにおける弁護人の立会権が認められていますが、被疑者を第三者の犯した事件の参考人として取り調べるときには弁護人の立会権は認められていません。そのため、特に、組織犯罪や汚職事件などにおける司法協力者(自らは減責を受け、第三者の罪について供述する人)の供述の信用性が争われることが少なくありませんでした。

そこで、1995年の刑訴法改正により、特に精神的圧迫を受けやすい身体拘束中の者の供述経過を客観的に明らかにすることを目的として、その取調べを録画又は録音することが義務付けられました。

【刑事訴訟法第141条の2】

「身体を拘束された者の尋問は、その身体拘束の種類を問わず、公判においてなされる場合を除き、常に録音または録画により尋問全体を記録しなければならず、さもなければ証拠として使用することができない。(以下略)」

録画・録音制度を導入することに対しても、特に大きな反対はなかったとのこと。

2. 録画・録音制度の現在

現在、身体拘束中の者に対する取調べは、被疑者として取り調べる場合であれ、参考人として取り調べる場合であれ、取調べの最初から最後まで全てを録画又は録音することが義務付けられており、録画又は録音されていない取調べの結果は証拠として用いることができません。実際には、録音する

ソニー製レコーディングDATウォークマン(左はマイク、上はイヤホン)
20の声紋を判別できるらしい。



(録音機 ナポリ)

フィリップス製録音機
2本のマイクロカセットテープをリレー録音し、
1本のカセットテープでバックアップをとります。



(録音機 ローマ)

場合がほとんどであり、録画は設備の関係から特に必要がある場合以外には使われないとのことでした。

録画・録音は、通常、「今から取調べを始めます。今日は○月○日です。」というところから、署名を終えるまで録音し、取調べを中断する場合には、その旨を録音したうえで、録音を中断することでした。録音する際には、通常、被疑者の胸元にマイクをつけるため、録音されていることは被疑者には分かるようになっています。

3. 録画・録音制度に対する司法関係者の評価

録画・録音制度に対する司法関係者の評価も聞きましたが、これに対しても否定的な声は全く聞かれませんでした。

被疑者を被疑者として取り調べる場合には既に弁護人立会権が十分に保障されているため、録画・録音によって大きく状況が変わるということはなかったようですが、被疑者を参考人として取り調べる場合についても、取調べの支障になるという意見は聞かれませんでした。

第6章 日本の刑事手続を振り返って

「日本は人権規約（B規約）を批准しているのか？」（ナポリ検察庁副長官）

「日本に憲法はあるのか？」（ローマのある弁護士）

「日本に黙秘権はあるのか？」（ローマのある裁判官）

「23日間の取調べ？ それは拷問だ！」（ローマ市警察の捜査部長）

これは、日本の現状（弁護人の立会いも取調べの録画・録音も認められていないこと、捜査段階の身体拘束期間が最長23日間であること、その間、捜査機関は自由に取調べができること）について説明したところ、まず返ってきた言葉です。人権規約を批准している国であれば、憲法を持つ国であれば、黙秘権を保障している国であればありえない、そういう反応でした。

もちろん、イタリアにおいても、最初から弁護人立会権や取調べの録画・録音が採用されていたわ

けではありません。かつては、自白の獲得を目的とした取調べも行われていました。しかし、これらは、弁護人立会権や取調べの録画・録音制度の導入によって克服されました。そして、弁護人立会権や取調べの録画・録音制度は当然のものとして受け入れられており、今やこれらを否定しようとする流れは存在しません。

日本では、一部に密室での取調べがなくなれば真相は究明できなくなるという論調があります。しかしながら、世界に目を向ければ、現実に取調べを可視化した国からはそのような声は全く聞こえてきません。むしろ、密室は真相を覆い隠すものという認識があります。この事実こそ、日本での一部の論調に何の裏付けもないこと雄弁に物語るものではないでしょうか。

今回の視察が、取調べの可視化、そして弁護人立会の実現へのさらなる一歩となることに強く期待したいと思います。